

山口県消費生活相談員人材バンク設置要領

(目的)

第1条 この要領は、県内の消費生活相談員の配置・増員に向けた人材確保及び情報提供を行うに当たり必要な事項を定めることにより、主に市町の消費生活相談機能の充実・強化を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、山口県環境生活部県民生活課（以下「県民生活課」という。）内に山口県消費生活相談員人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(登録対象者)

第3条 人材バンクに登録することができる者（以下「登録対象者」という。）は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 消費生活相談員（消費者安全法第10条の3第1項に規定する国家資格）
- (2) 消費生活専門相談員（国民生活センター）
- (3) 消費生活アドバイザー（財団法人日本産業協会）
- (4) 消費生活コンサルタント（財団法人日本消費者協会）

(登録手続き)

第4条 登録対象者のうち人材バンクへの登録を希望する者は、人材バンク登録申請書に必要事項を記載し、県民生活課長に提出するものとする。

(登録情報)

第5条 人材バンクに登録する情報は、人材バンク登録申請書の記載事項とする。

(登録)

第6条 県民生活課長は、第4条の申請を受理し、その内容を確認した上で、人材バンク登録者名簿（以下「名簿」という。）へ登録情報を登載することにより登録を行うものとする。

(登録情報の変更)

第7条 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録情報に変更が生じた場合は、人材バンク登録変更届により、県民生活課長に届け出るものとする。

2 県民生活課長は、前項の届け出を受理したときは、その内容を確認した上で、登録情報の更新を行うものとする。

(登録情報の削除)

第8条 登録者は、人材バンクから辞退しようとするときは、人材バンク辞退届により、県民生活課長に申し出るものとする。

2 県民生活課長は、前項の申し出を受理したときは、人材バンクから申出人の登録情報を削除しなければならない。

(登録情報の提供)

第9条 市町長は、消費生活相談員の候補者選定を目的として登録情報の提供を受けようとするときは、人材バンク登録情報提供申請書により、県民生活課長に申請するものとする。

2 県民生活課長は、市町長から前項の申請があったときは、当該市町の消費者行政担当課に名簿を逡送することにより、登録情報の提供を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 県は、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号）に定めるところにより、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

2 市町長は、この要領により知り得た個人情報を前条第1項の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

3 市町長は、この要領により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(採用状況の届出)

第11条 市町長は、人材バンクを通じて登録者を消費生活相談員として採用したときは、速やかに採用に係る届出書を県民生活課長に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、県民生活課長が定める。

附 則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

この要領は、平成29年3月30日から施行する。

この要領は、令和2年10月19日から施行する。